

令和3年第6回（9月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	第 50 号議案	吉川市立学校設置条例等の一部を改正する条例	1
2	第 51 号議案	訴えの提起について	4
3	第 52 号議案	公平委員会委員の選任について	5
4	第 53 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	7
5	第 54 号議案	令和 2 年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について	9
6	第 55 号議案	令和 2 年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10
7	第 56 号議案	令和 2 年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	11
8	第 57 号議案	令和 2 年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	12
9	第 58 号議案	令和 2 年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	13
10	第 59 号議案	令和 2 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	14
11	第 60 号議案	令和 2 年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	15
12	第 61 号議案	令和 2 年度吉川市下水道事業会計決算の認定について	16
13	第 62 号議案	令和 3 年度吉川市一般会計補正予算（第 6 号）	—
14	第 63 号議案	令和 3 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	—
15	第 64 号議案	令和 3 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	—

第50号議案

吉川市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(吉川市立学校設置条例の一部改正)

第1条 吉川市立学校設置条例(昭和47年吉川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																																
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>小学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">吉川市立栄小学校</td> <td style="text-align: center;">吉川市中央三丁目26番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>中学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">吉川市立中央中学校</td> <td style="text-align: center;">吉川市中央二丁目21番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		吉川市立栄小学校	吉川市中央三丁目26番地1	略		名称	位置	略		吉川市立中央中学校	吉川市中央二丁目21番地1	略		<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>小学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">吉川市立栄小学校</td> <td style="text-align: center;">吉川市大字吉川615番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>中学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">吉川市立中央中学校</td> <td style="text-align: center;">吉川市大字吉川234番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		吉川市立栄小学校	吉川市大字吉川615番地1	略		名称	位置	略		吉川市立中央中学校	吉川市大字吉川234番地1	略	
名称	位置																																
略																																	
吉川市立栄小学校	吉川市中央三丁目26番地1																																
略																																	
名称	位置																																
略																																	
吉川市立中央中学校	吉川市中央二丁目21番地1																																
略																																	
名称	位置																																
略																																	
吉川市立栄小学校	吉川市大字吉川615番地1																																
略																																	
名称	位置																																
略																																	
吉川市立中央中学校	吉川市大字吉川234番地1																																
略																																	

(吉川市学童保育条例の一部改正)

第2条 吉川市学童保育条例(昭和52年吉川町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
栄学童保育室	吉川市 <u>中央三丁目27番地1</u>	栄学童保育室	吉川市 <u>大字吉川613番地</u>
略	略	略	略

（吉川市老人福祉センター条例の一部改正）

第3条 吉川市老人福祉センター条例（昭和54年吉川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（設置） 第1条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、吉川市老人福祉センター（以下「センター」という。）を吉川市 <u>中央三丁目50番地4</u> に設置する。	（設置） 第1条 老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、吉川市老人福祉センター（以下「センター」という。）を吉川市 <u>大字吉川964番地</u> に設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

越谷都市計画事業吉川中央土地区画整理事業における換地処分の公告が令和3年8月6日に実施されたことに伴い、その翌日から地区内の町名地番を変更したため、当該地区内に設置している公共施設の所在地を変更したいので、この案を提出するものである。

第51号議案

訴えの提起について

次のとおり土地明渡請求事件に関し訴えを提起することについて議決を求める。

1 相手方 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○

2 事件名 土地明渡請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業の施行に当たり、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条の2の規定により市が管理することとなった吉川市大字高久字小帳841番10（以下「本件土地」という。）に相手方が単管パイプ等による囲いや柵等の構築物を残置し占有していることから、明渡しを求めたが、これに応じなかったため、本件土地の明渡し及び訴訟費用の負担を求める。

4 事件に関する取扱い

(1) 代理人弁護士を選任し、訴訟を遂行する。

(2) この訴えにおいて必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができる。

(3) 判決の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

土地明渡請求事件に関して訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。

第52号議案

公平委員会委員の選任について

公平委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○

氏 名 森山健次

生年月日 ○○○○○○○○○○○○○

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

公平委員会委員の森山健次氏が令和3年9月21日をもって任期満了となるため、再度選任することについて同意を得たいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 森山健次

生年月日 ○○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

経 歴

平成21年10月 ○○○○○○

平成22年12月から
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

現在に至る
○○○○○○○○○○○○○○

平成29年 9月から
吉川市公平委員会委員

現在に至る

第53号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 戸井田均

生年月日 ○○○○○○○○○○○

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

固定資産評価審査委員会委員の戸井田均氏が令和3年9月16日をもって任期満了となるため、再度選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 戸井田均

生年月日 ○○○○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○○○

経 歴

昭和45年 4月から ○○○○○○○○○○○○

昭和47年 3月まで

昭和53年 4月から ○○○○○○○○○○

昭和55年 8月まで

昭和57年 4月から ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

現在に至る

平成21年 9月から 吉川市固定資産評価審査委員会委員

現在に至る

第54号議案

令和2年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉川市一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第55号議案

令和2年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第56号議案

令和2年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉
川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第57号議案

令和2年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第58号議案

令和2年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第59号議案

令和2年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度吉
川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意
見を付けて認定に付する。

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第60号議案

令和2年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和2年度に生じた利益について令和2年度吉川市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求め、同法第30条第4項の規定により、令和2年度吉川市水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第61号議案

令和2年度吉川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度吉川市下水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年9月2日提出

吉川市長 中原恵人